

地方独立行政法人長野県立病院機構定款の変更について

1 変更の目的

地方独立行政法人長野県立病院機構が、平成26年4月1日から看護師養成所の運営を行うため、定款の所要の変更を行う。

2 根拠法令

地方独立行政法人法第8条第2項

3 主な改正内容

- (1) 業務の範囲に、「看護師養成所の運営を行うこと。」を加える。
- (2) 看護師養成所の名称は、「信州木曾看護専門学校」とし、その所在地は、木曾郡木曾町とする。

4 定款変更日

総務大臣の認可後

5 主なスケジュール

平成25年	県議会	評価委員会	県	県立病院機構
4月			中期目標を変更 4月1日	
5月				定款変更の認可申請
6月			定款変更議案提出	
7月	議決		総務大臣へ定款変更申請	
8月		中期計画変更に係る意見	中期計画変更に係る意見聴取	中期計画変更の認可申請
9月			総務大臣が定款変更認可	定款変更の登記
			中期計画変更議案提出	
10月	議決		中期計画変更の認可	中期計画変更

新 旧 対 照 表

○地方独立行政法人長野県立病院機構定款

改 正 案	現 行																								
<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章</p> <p> 第1節 (略)</p> <p> 第2節 (略)</p> <p> 第3節 業務及び執行 (第15条—<u>第19条</u>)</p> <p>第3章 資本金等 (第20条・第21条)</p> <p>第4章 雑則 (<u>第22条</u>)</p> <p>(病院の名称及び所在地)</p> <p>第15条 法人が設置及び管理を行う病院の名称及び所在地は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 40%; text-align: center;">所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県立須坂病院</td> <td>須坂市</td> </tr> <tr> <td>長野県立こころの医療センター駒ヶ根</td> <td>駒ヶ根市</td> </tr> <tr> <td>長野県立阿南病院</td> <td>下伊那郡阿南町</td> </tr> <tr> <td>長野県立木曾病院</td> <td>木曾郡木曾町</td> </tr> <tr> <td>長野県立こども病院</td> <td>安曇野市</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	長野県立須坂病院	須坂市	長野県立こころの医療センター駒ヶ根	駒ヶ根市	長野県立阿南病院	下伊那郡阿南町	長野県立木曾病院	木曾郡木曾町	長野県立こども病院	安曇野市	<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章</p> <p> 第1節 (略)</p> <p> 第2節 (略)</p> <p> 第3節 業務及び執行 (第15条—<u>第18条</u>)</p> <p>第3章 資本金等 (<u>第19条</u>・第20条)</p> <p>第4章 雑則 (<u>第21条</u>)</p> <p>(病院の名称及び所在地)</p> <p>第15条 法人が設置及び管理を行う病院の名称及び所在地は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 40%; text-align: center;">所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県立須坂病院</td> <td>須坂市</td> </tr> <tr> <td>長野県立こころの医療センター駒ヶ根</td> <td>駒ヶ根市</td> </tr> <tr> <td>長野県立阿南病院</td> <td>下伊那郡阿南町</td> </tr> <tr> <td>長野県立木曾病院</td> <td>木曾郡木曾町</td> </tr> <tr> <td>長野県立こども病院</td> <td>安曇野市</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	長野県立須坂病院	須坂市	長野県立こころの医療センター駒ヶ根	駒ヶ根市	長野県立阿南病院	下伊那郡阿南町	長野県立木曾病院	木曾郡木曾町	長野県立こども病院	安曇野市
名 称	所 在 地																								
長野県立須坂病院	須坂市																								
長野県立こころの医療センター駒ヶ根	駒ヶ根市																								
長野県立阿南病院	下伊那郡阿南町																								
長野県立木曾病院	木曾郡木曾町																								
長野県立こども病院	安曇野市																								
名 称	所 在 地																								
長野県立須坂病院	須坂市																								
長野県立こころの医療センター駒ヶ根	駒ヶ根市																								
長野県立阿南病院	下伊那郡阿南町																								
長野県立木曾病院	木曾郡木曾町																								
長野県立こども病院	安曇野市																								

改正案

(介護老人保健施設の名称及び所在地)

第16条 法人が設置及び管理を行う介護老人保健施設の名称及び所在地は、次の表のとおりとする。

名 称	所 在 地
長野県阿南介護老人保健施設	下伊那郡阿南町
長野県木曾介護老人保健施設	木曾郡木曾町

2 長野県阿南介護老人保健施設は長野県立阿南病院に、長野県木曾介護老人保健施設は長野県立木曾病院に付置する。

(看護師養成所の名称及び所在地)

第17条 法人が設置及び管理を行う看護師養成所の名称は、信州木曾看護専門学校とし、その所在地は、木曾郡木曾町とする。

(業務の範囲)

第18条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1)～(5) 略
- (6) 地域医療を補完する介護老人保健施設の運営を行うこと。
- (7) 看護師養成所の運営を行うこと。
- (8) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の執行)

第19条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

現 行

(介護老人保健施設の名称及び所在地)

第16条 法人が設置及び管理を行う介護老人保健施設の名称及び所在地は、次の表のとおりとする。

名 称	所 在 地
長野県阿南介護老人保健施設	下伊那郡阿南町
長野県木曾介護老人保健施設	木曾郡木曾町

2 長野県阿南介護老人保健施設は長野県立阿南病院に、長野県木曾介護老人保健施設は長野県立木曾病院に付置する。

(業務の範囲)

第17条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1)～(5) 略
- (6) 地域医療を補完する介護老人保健施設の運営を行うこと。
- (7) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の執行)

第18条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

改 正 案	現 行
<p>(資本金等)</p> <p><u>第20条</u> 法人の資本金は、法第67条第1項又は第2項の規定により長野県から法人に対し出資されたものとされる金額とする。</p> <p>2 略</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p><u>第21条</u> 法人が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、その残余財産は長野県に帰属する。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第22条</u> この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。</p> <p>(別表) (第20条関係)</p> <p>略</p>	<p>(資本金等)</p> <p><u>第19条</u> 法人の資本金は、法第67条第1項又は第2項の規定により長野県から法人に対し出資されたものとされる金額とする。</p> <p>2 略</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p><u>第20条</u> 法人が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、その残余財産は長野県に帰属する。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第21条</u> この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。</p> <p>(別表) (第19条関係)</p> <p>略</p>